

国際会計基準審議会 御中

2010年6月30日

公開草案「金融商品：償却原価及び減損」に対するコメント

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（以下、「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1. 全般的なコメント

我々は、財務諸表利用者の投資意思決定に対してより有用な情報を提供するように、特に貸付金に関する引当金や金融資産の信用の質に関する透明性について、償却原価の測定を改善するという、IASBの本プロジェクトの目的を支持する。

我々は、現行の発生損失モデルについて、貸付金及びその他の金融商品に関連する損失の認識が遅れるという弱点があることを理解している。

我々は、当初の予想損失について、金融資産の実効金利に反映するという考え方については概念的に受け入れることができる。しかし、事後の予想損失の見直しについて、每期予想キャッシュ・フローを見積り直すことを通じて純損益に認識するという考え方については懸念を有している。

また、償却原価が常に見積将来キャッシュ・フローの現在価値として算定されることは、分類及び測定のフェーズで公正価値と別個の測定区分を設けたことの意義を十分に反映していないのではないかと懸念している。さらに提案されている予想損失モデルの適用にあたっては、実効可能性に関する未解決の問題が多く残されていることについても、懸念を有している。

我々は、早めに信用損失を認識することができるように、公開草案における当初の予想損失を実効金利に反映するという考え方を維持しつつ、事後の減損損失をより明確化された損失事象に基づいて認識するという手法を検討することを提案する。

本プロジェクトは米国財務会計基準審議会（FASB）とのMoU項目であり、本コメントで示した点も含め、早期にグローバルなコンバージェンスが図られるように取り進められることを提案する。

2. 質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次の通りである。

質問 1

公開草案における償却原価測定のための表現は明確ですか。明確ではないと思う場合、どのような表現にすればよいですか、そしてその理由は何ですか。

【コメント】

1. 本公開草案における償却原価測定のための表現は、明確である。

質問 2

公開草案に定められている償却原価の目的は、その測定カテゴリーについて適切であると思いますか。適切ではないと思う場合、その理由は何ですか。どのような目的を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

【コメント】

2. 償却原価測定される金融資産のうち、貸付金のように企業が利息収益を獲得する目的で保有している金融資産については、本公開草案に定められている償却原価の目的は、適切であると考えます。しかし、それ以外のある種の金融資産にとっては、本公開草案に定められている償却原価の目的が適切であるのか懸念される。例えば、売掛金のように、多くの企業が利息収益を獲得する目的で保有していない金融資産については、償却原価の目的に規定されている実効利回りという概念は、レリバントではない。
3. 上記の売掛金のような金融資産については、本公開草案において、測定に関して実務上の簡便法（質問11及び12参照）が記述されているのと同様に、これに対応する測定の目的や表示及び開示に関する記述が必要と考える。

質問 3

測定原則を重視し、それに適用指針は付すが、実務上のガイダンス又は例示は含めないとする公開草案の起草形式に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代わりに、基準をどのように起草すれば良いと思いますか。そしてその理由は何ですか。

【コメント】

4. 提案されている起草方式は、現行の IAS 第 39 号への批判の一つに対応するものと理解している。その批判とは、発生損失モデルにおける損失事象の識別について、損失事象の例示（IAS 第 39 号 59 項-60 項）や関連する適用指針（同 AG89 項-90 項）

を提供していることが、その解釈について企業間のばらつきを生じさせて、企業間の比較可能性を損なわせているというものである。

5. そうであるとしても、提案されている減損モデルにおいては、作成される財務情報について客観性や企業間の比較可能性を確保するために、最低限の適用ガイダンスや例示を含むことが必要であると考え。なぜなら、提案されている減損モデルにおいては、予想キャッシュ・フローの見積りに経営者の判断の要素が多く含まれることから、更なるガイダンス等がない場合、現行の実務と同様にあるいはそれ以上に、適用について企業の恣意性の介入や企業間のばらつきを生じさせることが懸念されるからである。
6. また、次のような特定の金融資産においては、提案されている測定原則や適用指針のみでは、必ずしも取扱いが明確ではなく、追加のガイダンス又は例示による明確化が必要と考える。
 - ・ リボルビング・ローン
 - ・ キャップ付ローン等の変動金利と固定金利を組み合わせた金融商品

質問 4

- (a) 公開草案に定められている測定原則に同意しますか。同意しない場合、どの測定原則に異議がありますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 追加すべき測定原則は他にありますか。あるとすればどのようなものですか、そして追加すべき理由は何ですか。

【コメント】

7. 我々は、公開草案に定められている測定原則のうち、金融資産の当初予想損失を実効金利に反映するという考え方については概念的に受け入れることができるが（第9項参照）、毎期予想キャッシュ・フローを見積り直すことを通じて事後の信用損失の変動を純損益に認識するという考え方については懸念を有している（第10項から第13項参照）。

（提案されているモデルにおける信用損失の二つの要素）

8. 提案されている予想損失モデルにおいて識別される信用損失は、二つの要素に分解することができる。第一の要素は、当初の予想損失を実効金利に含めて、金融資産の残存期間にわたって配分していくことである。第二の要素は、金融資産の認識後

に予想損失を見直し、修正額を当該時点の一時の損益とすることである（キャッチアップ法）。

（第一の要素 ― 当初の予想損失の配分について）

9. 第一の要素は、概念的には、受入れ可能であると考ええる。なぜなら、実効金利には、そのような当初の予想損失が含まれており、このことは企業が契約金利を決定する方法を反映しているからである。当初の予想損失は、金融資産の残存期間にわたって配分されることにより、実効金利に関するより有用な情報が提供されることになる。加えて、この手法は、企業が当該金融資産を保有する目的（売却ではなく、契約キャッシュ・フローを回収するために保有するという）と整合的である。

（第二の要素 ― 事後の予想損失の見直しについて）

10. 第二の要素は、信用損失の認識が遅れるという現行の減損モデルの弱点に対する対応であると認識している。IASBスタッフの見解¹によれば、キャッチアップ法の理論的根拠の一つとして、当該手法に基づき算定される償却原価が、当初認識時を含め常に、見積将来キャッシュ・フローの現在価値となることが指摘されている。我々の議論においては、IASBスタッフの示す根拠を適切とする見解もあったが、この点について以下の懸念も示された。
11. まず、予想損失の見積りが有利に変化した場合、即時に利益認識される金額が過去に認識された予想損失累計額を上回るような直感に反する結果を生じる。これは、第二の要素が、当初の予想損失を金融資産の残存期間に配分するという第一の要素の取扱い（第9項参照）と整合的でないことから生じる。
12. また、各報告期間の純損益は、当該期間に生じたキャッシュ・フローと現在価値の増減額の合計により算定されることとなるため、原価ベースでの測定を達成する以外に、当初の実効金利を割引率として維持する積極的な理由がなくなる。
13. さらに、本公開草案で提案されている償却原価の測定原則は、割引率の違いはあっても、各測定日における見積り将来キャッシュ・フローに基づいて帳簿価額が算定されるという点で、公正価値測定に類似する測定属性を設けることにつながるが、分類及び測定のフェーズでこのような議論は行われておらず、償却原価と公正価値の2つに測定区分を設けた意義が失われる。また、継続的に回収可能価額を帳簿価額に反映する

¹ IASB のウェブサイト上で、公開草案がキャッチアップ法を提案している理論的根拠がスタッフ見解として説明されている（“Webcast Recording and Q&As on the project ‘Replacement of IAS39’”）。

ことによって、本公開草案の示す償却原価の目的を達成しないと考えられる。

14. 我々は、上記の懸念に対応するため、2つの代替的アプローチを検討した。

(代替的なアプローチ1ー 全期間への配分又はプロスペクティブ法)

15. 最初の代替的アプローチは第 11 項及び第 12 項の懸念に対応するもので、予想損失の見直しによる調整額を、当初の予想期間にわたって配分することが考えられる。この場合、予想損失の見直しによる調整額は既に経過した期間と残存期間に配分され、前者に相当する金額については即時に純損益に認識される一方、後者に相当する金額については残存期間にわたり純損益に認識されることになる。この手法によれば、予想損失の有利な見直しが行われた場合に、過去に認識した減損金額を上回る利益が即時に認識される(第 11 項参照)ことはない。ただし、実務上の実行可能性を考慮し、過去の期間の修正を伴うのではなく、見積りの修正は、現在の IAS 第 8 号の固定資産に関する減価償却の修正と同様に、将来期間にわたって(prospectively)反映することが考えられる²。したがって、予想損失の見直しを金融資産の残存期間にわたって配分することは、通常の配分の考え方と整合的である。

16. この代替的アプローチに対しては、損失の認識が遅れるとして、批判があるかもしれない。当委員会の議論では、この代替的なアプローチは、IAS 第 39 号におけるトリガー事象に該当し個別に回収可能性を検討する必要のある債権については、現行の取扱いよりも減損の認識を遅らせる可能性のあることが指摘された。

(代替的なアプローチ2ー 損失事象に基づく減損の認識)

17. もう一つの代替的アプローチは第 13 項の懸念に対応するもので、第一の要素を維持しつつ、現行の発生損失モデルと同様に、減損を認識するための損失事象を維持することが考えられる。本公開草案において、現行の発生損失モデルは計算構造上、信用損失の認識が遅れる方向にバイアスがかかるということから、批判がされていた(ED の BC11 項(b))。そうであるとしても、第一の要素により当初の予想損失を各期に配分することによって、継続的に信用損失の見積り修正を行う必要性は減っている。なぜなら、当初予想を超える損失だけが事後的に認識されるからである。したがって、損失事象を維持することは多くの問題を生じないかもしれない。

18. 本公開草案が指摘している現行の発生損失モデルに対するもう一つの批判は、いつ損失事象が発生したかが必ずしも明らかではなく、その結果、実務において多大な多様

²具体的な手法としては、見直し後の将来キャッシュ・フローをベースに実効金利を見直すことを通じて、事後に発生した予想損失の修正を残存期間に配分することが考えられる。

性をもたらしてきたという点である。そのような批判に対しては、現行の IAS 第 39 号を改善して、そのような実務の多様性が生じないように、何が損失事象であるかを明確化することによって、対応可能であるかもしれない。ある財務諸表作成者は、提案されているモデルのように每期将来キャッシュ・フローの見積もりを修正することは、現行よりも実務の多様性を生じさせるであろうと指摘している。本公開草案の提案は、トリガー事象を取り除く理由付けに腐心し、トリガー事象の精緻化の観点での改善の可能性について十分検討がなされていないように思われるが、EAP 等の専門性を生かしてこの点の検討を行っていくことは考えられる。

19. したがって、我々は、代替的アプローチ 2 のように、早めに信用損失を認識することができるように、第一の要素を維持しつつ、事後の減損損失をより明確化された損失事象に基づいて認識するという手法を検討することを提案する³。

(実行可能性の問題)

20. IASB の「情報提供の要請」(2009/6) に対するコメントですでに指摘されてきた予想損失モデルの実行可能性に関する次のような問題 (ED の BC29 項) は、本公開草案においても、財務諸表作成者にとって重要な懸念となっているものと理解している。

- ・金融資産の残存期間にわたる予想キャッシュ・フローの見積りを導き出す難しさ
- ・実効金利の計算に予想信用損失を組み込むことの難しさ

21. 一般的に、本公開草案で提案されているモデルは、当初の実効金利を維持することから、資産の入れ替えが行われないポートフォリオ (closed portfolio) には適合するように思われる。しかし、多くの企業は、資産の入れ替えが行われるポートフォリオ (open portfolio) をベースに、管理を行っている。我々は、そのようなポートフォリオに、提案されているモデルを適用することは困難であると懸念している。⁴したがって、そのような懸念に対応する、実行可能性のある手法が必要である。

³ なお、FASB が 2010 年 5 月 26 日に公表した公開草案では、現行の発生損失モデルにおいて規定されていた減損認識のための信用損失の可能性に関する probable という threshold を取り除くことが提案されている。このような手法によっても、減損損失を認識する前に越えなければならないハードル (ED の BC11 項(b)) を下げることは可能であり、第 17 項で言及している、信用損失の認識が遅れる方向にバイアスがかかるという現行の発生損失モデルの問題を緩和するかもしれない。

⁴ 例えば、当該ポートフォリオについて、予想損失の見積りが修正された場合、その要因がポートフォリオが構築された当初に組み入れられた金融資産に係るものか、その後追加的に組み入れられた金融資産に係るものか区別することは、多くの場合困難である。提案されている測定原則によれば、前者については即時純損益に計上される一方で、後者については予想残存期間にわたり配分されることになる。

22. 個別の金融資産について確率加重に基づき算定される予想損失は、同質の金融資産により構成されるポートフォリオについてよりも、実際の損失を適切に反映しないであろう。個別資産については、デフォルトが生じたケースでは、実際の損失は期待値として算定された当初予想損失をはるかに上回る一方で、デフォルトが生じないケースでは、実際の損失はゼロとなる。
23. 我々は、提案されている減損モデルに関して生じる実行可能性の問題のいくつかを扱うために、専門家諮問パネル（EAP）が設置されたことを支持する。

質問 5

- (a) 本公開草案における、償却原価で測定される金融商品に関連する表示及び開示の目的の表現は明確ですか。明確でない場合、どのような表現にすればよいと思いますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 本公開草案で定められている償却原価で測定される金融商品に関連する表示及び開示の目的は適切だと思いますか。適切でないと思う場合、その理由は何ですか。どのような目的を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

【コメント】

24. 償却原価で測定される金融商品について、関連する表示及び開示の目的は、その測定の目的（質問1及び2参照）と整合的であるべきと考える。したがって、貸付金のように企業が利息収益を獲得する目的をもって保有している金融資産については、本公開草案に定められている表示及び開示の目的は適切であるが、売掛金のような金融資産については、本公開草案で定められている表示及び開示の目的は必ずしも適切ではないと考える（質問2に対する回答参照）。

質問 6

提案されている表示規定に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代わりにどのような表示が良いと思いますか、そしてその理由は何ですか。

【コメント】

25. 質問5への回答のとおり、貸付金のように企業が利息収益を獲得する目的をもって保有している金融資産については、以下の点から、提案されている表示規定に同意する。
- ・ EDの第3項に記載されている償却原価測定の目的を前提とすれば、表示される利息収益は、当初に算定された予想損失を調整した後のネット利息収益であるべきである。

・一方で、実務上、財務諸表利用者は、契約金利に基づき算定される利息マージン（金融資産の運用金利と、当該金融資産に対応する金融負債の調達金利の差額として算定される）を、重要な経営指標として利用している。したがって、予想損失調整後のネット利息収益に加えて、契約金利に基づく利息収益を提供することは依然として有用である。

・また、提案されている表示規定により、当初の予想損失を金融商品の予想残存期間にわたり配分する影響と、事後の予想損失の見積もりの変更の影響が、個別の表示項目として表示されることになる。

26. 一方で、売掛金のような短期の金融資産については、提案されている表示規定は適切ではないと考える。特に、実務上の簡便法（質問11及び12参照）を適用する場合には、主に、事後測定による信用損失の見積りの修正によって純損益が発生することから、これに対応した表示規定を定めるべきである。

質問 7

- (a) 提案されている開示規定に同意しますか。同意しない場合、どの開示規定に異議がありますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 他にどのような開示が良いと思いますか（提案されている開示への追加でも代替のものでも良い）、そしてその理由は何ですか。

【コメント】

27. 以下の第29項及び第30項に記載している事項を除き、提案されている開示規定に同意する。提案されている減損アプローチでは、企業の経営者の判断が、各測定日における予想キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を与える。したがって、当該減損アプローチにより算定された償却原価の金額については、その算定に用いられた企業の見積り方法、仮定等についての情報と一体で開示されることによって、財務諸表利用者によって行われる信用損失の質に関する企業間比較等に有用であると考ええる。
28. しかし、提案されているすべての開示規定を求めることは、コスト・ベネフィットの面で必ずしも適切とはいえず、開示項目を企業の実態に応じて簡素化できることを明確化すべきである。特に、保有している金融資産の多くが売掛金であるような非金融機関については、多くの場合、作成者のコスト負担に対して、開示される情報から得られるベネフィットは十分ではないであろう。

（ロス・トラアングル開示）

29. 貸倒引当金の時の経過による積立と累積直接減額との比較を表の形式で提供することが求められている（ED の第 19 項）。これは、IFRS 第 4 号「保険契約」において、引当金の繰入と実際の結果とを比較した開示が、困難な見積りに関する情報を提供する目的で使用されていることから、IASB が、貸倒引当金についても見積りに関する開示を強化するため、同様の規定を提案することを決定したものである。これについて財務諸表利用者の中には、見積りの状況と直接減額による実際の情報を比較することで困難な見積りの精度に関する情報が提供されるとして、強く支持する者もある。

しかしながら、貸倒引当金の対象となる貸付金は同一債務者に対するものが複数年にまたがって存在するケースもあり、入れ替えも頻繁であるため、保険契約と異なり、各発生年度に紐付けて比較を提供する意味が乏しい。また、予想損失モデルは各時点の経済状況を反映するため、単純な年度ごとの比較はかえって誤解を招く恐れもある。比較情報を提供するのであれば、代替案として、複数年度の比較を開示することでトレンドを示すことなどが考えられる。

（ストレス・テスト開示）

30. 本公開草案は、企業が社内のリスク管理目的でストレス・テストに関する情報を作成している場合、その情報の開示を求めている。何人かの財務諸表作成者は、(i) こうした情報は、ある種の予想情報であり、企業により情報を作成する前提が大幅に異なり得ることから、信頼に足る開示情報とはならない可能性があるということ、及び、(ii) 一部の企業のみが情報を開示することは、企業間の比較可能性で懸念があるということ、を指摘している。

一方、我々は財務諸表利用者の中にストレス・テストの開示を求めることを強く支持する意見があることを認識しているが、公開草案の提案のとおり開示を要求するにあたっては、マネジメント・コメンタリーのような非財務情報で開示することを含めて、その開示場所についての再検討が必要である。

質問 8

強制適用が当該 IFRS の公表日から約 3 年後となることにより、提案されている規定を適用するにあたり十分な準備期間が取れると思いますか。取れないと思う場合、適切な準備期間はどのくらいですか、そしてその理由は何ですか。

【コメント】

31. 企業の特性によって、必要な準備期間は異なり、財務諸表作成者の意見を踏まえて検討する必要がある。企業の現行利用しているシステムによって、新たなシステム対応のレベルやこれを達成するための準備期間は異なる。特に、長期の貸付金を多数有す

る金融機関にとっては、必要なデータの蓄積やシステムの構築に3年以上の期間が必要になるかもしれない。

質問 9

- (a) 提案されている経過規定に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代わりにどのような経過規定を提案しますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 代替的移行アプローチ（上記の移行規定の要約に記載）を選好しますか。選好しない場合、その理由は何ですか。
- (c) 提案されている規定を反映させるために比較情報を修正再表示すべきであるという点に同意しますか。同意しない場合、代わりにどうするのが良いと思いますか、そしてその理由は何ですか。比較情報を修正再表示することを求める規定が準備期間（質問8参照）に影響を与えると考える場合、その理由及びその程度を説明してください。

コメントなし。

質問 10

移行に関連して提案されている開示規定に同意しますか。同意しない場合、代わりにどのような開示規定を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

コメントなし。

質問 11

実務上の簡便法に関して提案されているガイダンスは適切だと思いますか。そうは思わない場合、その理由は何ですか。代わりに何を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

【コメント】

- 32. 第20項に記載のとおり、多くの企業にとっては、提案されている予想損失モデルを適用することは重要な実行可能性の問題となることから、一定の場合に実務上の簡便法を認めるというという本公開草案の提案を支持する。
- 33. 実務上の簡便法が認められるための条件である、「全体的な影響が重要とならない場合」（EDのB15項）とはどのような場合か、明確化する必要がある。

34. また、全体的な影響が重要とならないことを前提とすれば、実務上の簡便法が従うべき原則を緩和して、企業がその実態に即した測定原則を定めることを認めるべきである。例えば、金融商品の残存期間全体にわたる全てのキャッシュ・フローを、そのタイミングを含めて見積った上で割引計算をすることは、企業にとって過大な負担となる一方で、これによって得られる情報の有用性は比較的低い。
35. さらに、質問5から7への回答のとおり、実務上の簡便法を適用した場合には、これに即した表示及び開示規定を定めることが必要と考える。

質問 12

実務上の簡便法に関する追加ガイダンスを定めるべきだと考えますか。そのように考える場合、どのようなガイダンスを提案しますか、そしてその理由は何ですか。追加の実務上の簡便法があるとすれば、それはどの程度提案されている規定から生じる結果と近似すると思いますか、そしてその根拠は何ですか。

コメントなし。

その他のコメント

(FASB とのコンバージェンス)

36. IASBが分類及び測定フェーズにおいて公正価値と償却原価という二つの測定属性を設けることを検討した際、大部分の金融資産を公正価値に測定するというFASBの提案との差異は、(a)IFRSにおいては、企業はBS上で償却原価を表示するとともに、公正価値を開示すること、(b)US-GAAPにおいては、企業はBS上で公正価値に加えて償却原価を表示するという対応によって説明されることになるという議論があったと、我々は認識している。
37. しかし、IASBの償却原価及び減損フェーズにおいて提案されている償却原価測定は、当初の予想損失を考慮した実効金利を用いており（第9項参照）、FASBが提案している償却原価測定とは異なる。したがって、第36項に記載したような対応によっても、両者の差異は十分に説明されないことになったということを、我々は認識している。

我々のコメントが今後のIASBの議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長